

47 性病予防行政史

——戦後の激動期を中心に——

○長門谷洋治・坂上 俊之¹⁾

終戦翌年の一九四六(昭和21)年一月三〇日の朝日新聞に“自由を履き違へた・「夜の女」を大検挙・まづ十八名を槍玉に”なる見出しの記事がある。文中の警視庁談に「十八人の娘たちはMPの命令で全部健康診断を済ませたのち、甚だしいもの二・三名を除いて帰宅させ……」云々。翌三一日の記事では「(十八人中)純然たる売笑婦的生活を続けていた者が五人いて、うち四人は花柳病、一人は妊娠している」と。『近代日本総合年表』(岩波書店)では同年一月二八日「警視庁へ夜の女」十八人初検挙。以後繰り返し狩り込み・検診実施」とある。

これに先立つ四五(20)年九月二二日付の『連合国最高司令部指令公衆衛生対策ニ関スル件覚書』にある九項の指令の最後の項には「日本国民ノ花柳病撲滅ニ特ニ努力

スベシ。本事業ハ既存ノ日本ノ機関ニ依リナサルベシ」とある。これは占領軍・米国の占領政策を示したもので、つまるところ進駐軍の疾病予防、ここでは性病対策を命じている。さればこそ上記記事中にMP(米国憲兵)が出てくるのである。わが内務省は敗戦直後の同年八月一日に地方長官あて、占領軍向け性的慰安施設設置を指令している。さらに司令部は四六年一月二一日『日本ニオケル公娼廃止ニ関スル件』覚書を発し、内務省は翌月「娼妓取締規則」を廃止した。しかし実効はなく、却って娼娼が増加した。

わが国では二七(2)年に『花柳病予防法』が公布されてはいたものの、性病予防という目的は十分發揮されておらず、上記四五年の覚書を受けて同年一月『花柳病予防法特例』を公布し、新たに一般人もその対象とすること、医師の届出を規定した。この届出は上記特例をさらに進めた新法、四八(23)年七月公布の『性病予防法』では医師の義務とし、違反に対する罰則も設けた。しかし届出の率は低く、到底全例には及ばない。ただ大体の動向を知ることが可能である。

性病届出数の判る四七年以降の概数を示すと四七年・四〇万三千、四八年・四七万四千、四九年・三八万七千、五〇年・三一万六千、五一年・二七万一千、五二年・二万四千で、以降は年二〇万人をきり、五六年以後は五万人以下となる。

第二次大戦中、軍需景気の余波で性病増加があった由であるが、戦後の増加は爆発的というべきで占領軍のそれが杞憂でなかったことがわかる。この時期は疥癬患者も多発し、大学病院はじめ全国の皮膚科・泌尿器科・性病科などは両者の対応に追われたと聞く。占領軍軍人がわが国の病院で診療を受ける例もあつたが占領軍軍人の性病患者数などの発表はない。なお上記記事では「夜の女」と称されているが、パンパンともいわれた。『岩波国語辞典』には「パンパン・街娼、第二次大戦後広まった語」とある。彼女らの相手のかなりが占領軍軍人であつたと思われる。性病の急減はペニシリンの出現に負うところが多い。

大阪府では一八七二(明治5)年に駆梅院設立、九九(32)年大阪府立難波病院と改称、一九四六(昭和21)年公娼制

度廃止により、府立大阪病院と一般病院に転換、ただし性病患者は関連施設の方代診療所で診療。同様な施設として、京都では平安病院、東京では吉原病院などがあつた。

検梅の最初は一八六八(慶応4)年、英人ニュートンの横浜におけるものとされるが、これも英国軍隊の保健が目的であつた。わが国の法的な取り組みは早く、七一(明治4)年には駆梅に関する達を発している。

近時、性病は性感染症(STD)と幅広くとらえられるようになり、『性病予防法』も伝染病予防法の関連で見なおされつつある。

本稿を記すにさいし寺畑喜朔・濱崎克己両氏にご助言・ご協力をいただいたことを謝します。

(1) 大阪府豊中市

(2) 京都府城陽市